

次期港区地域保健福祉計画の方向性について

次期港区地域保健福祉計画の方向性について

1 次期港区地域保健福祉計画の対象期間

令和9（2027）年度～令和14（2032）年度【6年間（前期3年、後期3年）】

2 港区地域保健福祉計画における「子ども・子育て分野」の位置づけ

区は、平成6年度に市町村地域福祉計画として、港区地域福祉計画（現港区地域保健福祉計画）を策定し、子ども・子育て分野を包含してきました。

その後、社会的に子ども・子育て分野の政策等に対する重きが置かれていく中で、「港区エンゼルプラン」「港区次世代育成支援対策行動計画」「港区子ども・子育て支援事業計画」など、時代の要請に応じて個別の計画を策定し、子ども・子育て施策に取り組んできました。



次期港区地域保健福祉計画の方向性について

3 子ども・子育て分野の最上位計画「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」等の策定

近年では、少子化の深刻化、児童虐待やいじめ問題、子どもの貧困問題、子育て負担の増加など、幅広い子どもに関する政策や支援について、これまで内閣府、文部科学省、厚生労働省など複数の省庁がそれぞれ対応していたものを一元化して対応することで、より実効性のある政策の実現を目的として令和5年度に「こども家庭庁」が創設されるなど、子ども政策が加速化しています。

こうした中、区では令和6年度に子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」の4つの計画を包含した、子ども・子育て分野の総合計画であり、子ども・子育て分野の最上位計画となる「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」を策定します。

また、様々な事情により、保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭に対し、地域が一体となり、子どもの権利を守りながら、個々の状況に合わせた支援を行い、児童一人ひとりの健やかな成長や発達及び自立を保障することを目的として、令和3年4月に児童相談所設置市となった区は、令和6年度に児童福祉法に基づく「港区社会的養育推進計画」を策定します。

次期港区地域保健福祉計画の方向性について

4 次期計画における「子ども・子育て分野」の取扱いについて

令和7年度からは「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」及び「港区社会的養育推進計画」に基づき、子ども・子育て分野の施策をより一層推進していくとともに、外部委員等により構成される「港区子ども・子育て会議」及び「港区児童福祉審議会」において、施策の進捗管理及び評価の実施と計画の見直しを行う予定です。

このような中、両計画の内容を地域保健福祉計画に形式的に転載することや本協議会で重複して施策の進捗管理及び評価を行うことの意義は薄れています。

また、区は、港区基本構想に代わる区の新たな総合計画「MINATOビジョン」の策定に向け、港区全体で個別計画の整理・統合を進めており、この中で、計画の効果性・効率性の向上を図ることを目的として、分野毎に計画を策定していく方向が示されました。

これらを踏まえ、次期港区地域保健福祉計画は、「子ども・子育て分野」を含めず、高齢者分野から地域福祉分野までの5分野で策定することとします。

5 本協議会の委員構成について

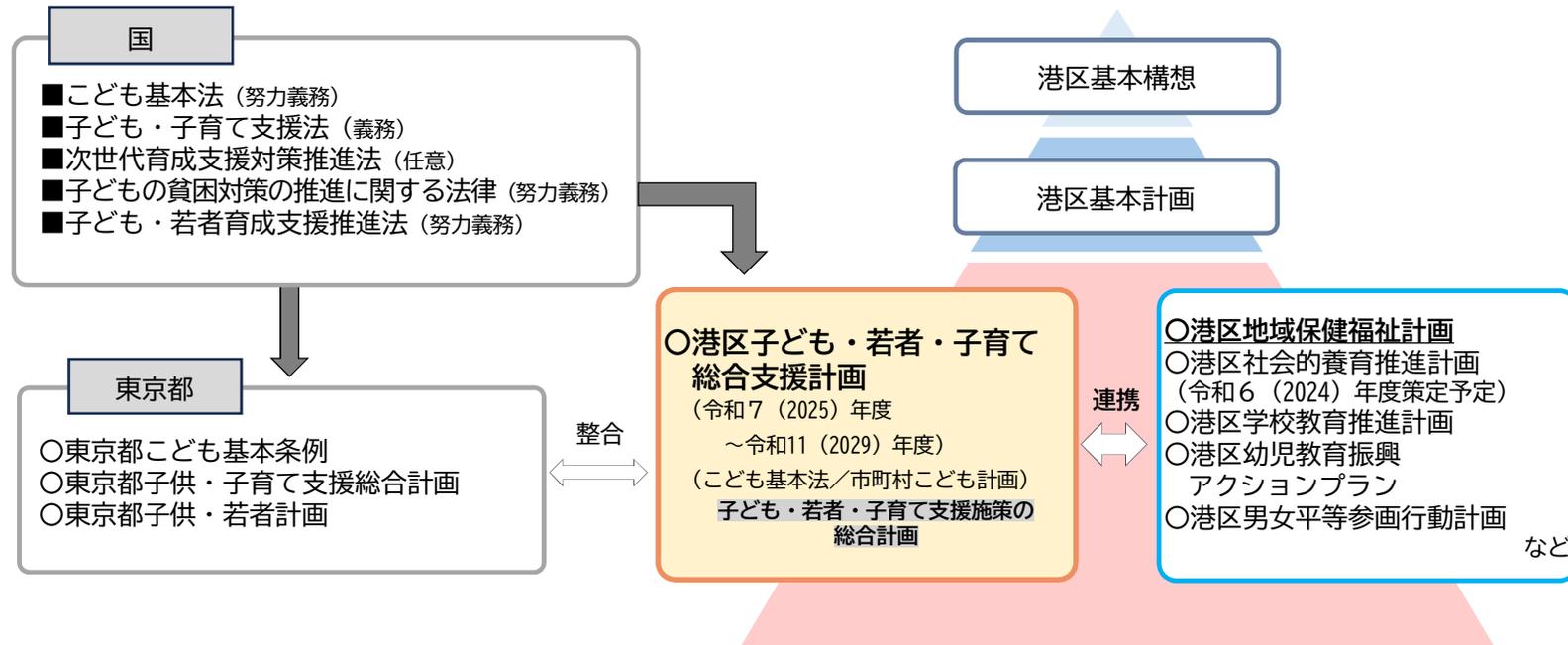
次期地域保健福祉計画において、障害者分野や健康づくり・保健分野などを切り口とした子どもを対象とした施策は、現行計画と同様に掲載することから、子ども部門との連携が引き続き重要となります。

現在の地域保健福祉計画の進捗確認に加え、障害者分野や健康づくり・保健分野などで推進する子どもを対象とした施策を検討していただくため、「子ども・子育て分野」からご推薦いただいた委員の皆様には、引き続き、本協議会にご参加していただきます。

次期港区地域保健福祉計画の方向性について

参考資料 1

【港区子ども・若者・子育て総合支援計画の体系】



港区子ども・若者・子育て総合支援計画に一体化する計画

子ども・子育て支援法に基づく
「市町村子ども・子育て支援事業計画」（義務）

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく
「市町村計画」（努力義務）

次世代育成支援対策推進法に基づく
「市町村行動計画」（任意）

子ども・若者育成支援推進法に基づく
「市町村子ども・若者計画」（努力義務）

港区子ども・若者・子育て総合支援計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）（素案）概要

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

国や東京都の動向や社会情勢の様々な変化により、複雑・多様化している課題に対し、様々なニーズに合わせた質の高い子ども・子育て支援サービスの提供や、子ども・若者が将来への夢や希望を描きながら成長できる環境を構築するため、基本的な方向性と具体的な取組を示した計画を策定します。

2 計画の位置付け

こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」（努力義務）として策定します。

港区子ども・若者・子育て総合支援計画に一体化する計画

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（義務）

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」（努力義務）

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」（任意）

子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」（努力義務）

3 計画の対象

本計画の対象となる子どもはおおむね0歳から18歳まで、若者はおおむね18歳から29歳までとし、施策によってはおおむね39歳までとします。また、上記のほか、これらの家族、地域、事業所、行政、その他子ども・若者・子育て支援に関する団体等を対象とします。

4 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

5 SDGsの達成に向けた取組の推進

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

- 1 国・東京都・港区の動向
- 2 子育て支援に関する港区の取組
- 3 統計データからみた港区の状況
- 4 実態調査結果からみた港区の現状

第3章 計画の基本的な方向性

- 1 本計画の基本理念
 - 2 本計画がめざす姿
未来を担う全ての子どもが、生育環境にかかわらず健やかに成長し、幸福な生活ができる地域共生社会～地域で支え合う子どもの未来～
 - 3 計画全体の指標
 - 4 施策の方向性
 - 5 基本方針
 - 6 施策の体系
 - 7 ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 施策の方向性Ⅰ 子どもの権利を尊重し、育ちを支える環境を整備する**
- 基本方針1 子どもの権利擁護を重視した環境づくり
 - 基本方針2 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進
- 施策の方向性Ⅱ 安心して子どもを産み育てられる切れ目のない支援を充実させる**
- 基本方針3 結婚、妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
 - 基本方針4 地域で子ども・子育てを支える施策の推進
- 施策の方向性Ⅲ 教育・保育施設等の充実と質の向上を推進する**
- 基本方針5 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
 - 基本方針6 教育・保育の質の確保
- 施策の方向性Ⅳ 困難な状況にある家庭や子ども・若者を支援する**
- 基本方針7 支援が必要な家庭や子ども・若者の施策の充実
- 施策の方向性Ⅴ 子ども・若者が夢や希望を持ち、成長し活躍できる環境を整備する**
- 基本方針8 子ども・若者の未来を応援する施策の推進
 - 基本方針9 子ども・若者の自立と社会参加の促進

第4章 施策の展開

施策の方向性	基本方針	施策	
Ⅰ	1	(1)子どもの最善の利益を実現する施策の推進 (3)身近な児童相談所における支援の充実	(2)児童虐待未然防止対策等の推進 (4)ヤングケアラー支援の推進
	2	(1)子どもの遊び場等の整備 (3)児童館及び子ども中高生プラザ等における児童健全育成機能の充実 (4)多様な活動の機会の充実 (6)地域安全体制の確立	(2)放課後の居場所の充実 (5)地域ぐるみで青少年を健全育成するための取組
Ⅱ	3	(1)妊娠期・産後の母子への支援の充実 (3)子どもと家庭への医療・健康づくりの支援 (5)多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援 (7)子育て世帯・若年夫婦世帯等の住環境の整備	(2)母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化 (4)在宅子育て家庭支援の推進 (6)子育て家庭への経済的支援 (8)結婚への関心を高める取組の推進
	4	(1)地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築 (2)子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進 (3)地域における子ども・子育て支援の取組 (5)ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	(4)子育てしやすいまちづくりの推進
Ⅲ	5	(1)幼児教育施設の充実 (3)保育施設を円滑に利用できる環境整備	(2)保育施設の充実 (4)多様な保育サービスの充実
	6	(1)保育内容の質の向上 (3)幼児教育・保育体制の質の確保 (5)子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育の推進 (6)教育・保育の連携体制の整備	(2)質の高い幼児教育・保育環境の整備 (4)小学校入学前教育の充実
Ⅳ	7	(1)相談事業・子育て情報提供の充実 (3)ドメスティック・バイオレンス(DV)への対応 (5)医療的ケア児・障害児施策の充実 (7)こころの健康づくり、自殺対策の推進 (8)犯罪・非行防止及び犯罪や非行に及んだ子ども・若者とその家庭への支援	(2)ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進 (4)離婚前後の親への支援 (6)外国にルーツを持つ子ども・若者と家庭への支援
	8	(1)教育・学習の支援 (3)家庭の経済的な安定に向けた支援 (5)地域で子ども・若者の未来を応援する体制の整備	(2)生活環境の安定に向けた支援 (4)ひきこもりの支援
Ⅴ	9	(1)悩みや不安を抱える子ども・若者やその家族に対する相談体制の充実 (2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援 (3)子ども・若者の社会参加の推進	

第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 子ども・子育て支援事業計画の概要
- 2 教育・保育提供区域の設定
- 3 施設・事業の「量の見込み」の算出方法
- 4 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 他

第6章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 進捗管理

第1章 総論

1 計画策定の背景

令和4（2022）年の児童福祉法改正により、子どもの養育環境の支援強化と権利擁護が図られた児童福祉施策の推進が規定
⇒法改正の内容を踏まえた、新たな計画の策定が求められている。

2 計画の概要と目的

社会的養育の現状を踏まえ、課題解決に向けた基本的な考え方や、体制整備に向けた取組の方向性、具体的将来像などについて示すもの
⇒児童相談所設置市となった区として独自の計画を策定

3 計画策定における区の考え方

国が策定要領で示す記載事項を踏まえつつ、区の実情に合わせたより実効性のある計画となるよう策定

4 計画の位置づけ

「港区基本計画」をはじめ、「港区地域保健福祉計画」「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」との整合や「東京都社会的養育推進計画」との連携を図りながら策定

5 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

6 計画の策定と策定後の推進体制

策定にあたり、一時保護施設や社会的養護のもとで暮らす子ども、里親等の当事者のほか、港区児童福祉審議会等から意見を伺うとともに、区民説明会やパブリックコメント等から広く意見を聴き、計画に反映する。
策定後は取組の進捗を定期的に評価・報告を行い、必要に応じて取組の見直しを実施する等、適切にPDCAサイクルを運用する。

7 計画の基本方針

区の全ての子どもが、生まれ育った環境に左右されず、最善の利益を保障され、家庭又は家庭と同様の養育環境のもとで、健やかに育ち自立できるよう、地域が一体となって、子どもの権利を守る社会的養育体制を構築します。

【施策1】子どもの最善の利益を守る社会的養育環境の整備

【施策2】子どもと家庭を支える適切な支援体制の構築

【施策3】社会的養護のもとで過ごす子どもが安心して生活できる養育環境の確保

第3章 参考資料

1 計画策定に向けた検討経過

2 検討体制

- (1) 港区社会的養育推進計画策定委員会
- (2) 港区児童福祉審議会
社会的養育推進計画策定部会

3 関連計画一覧

第2章 区の現状と取組

I 社会的養育に関する現状と今後の見込み

1 児童(0歳～17歳)人口

(各年1月1日現在：人)

区分	R6年	R9年	R11年
3歳未満	7,114	8,129	8,427
3歳以上就学前	10,330	9,464	9,891
学童期以降	24,149	26,230	26,870
合計	41,593	43,823	45,189

2 代替養育を必要とする子どもの数の現状と見込み

(人)

区分	R6年度	R9年度	R11年度
3歳未満	4	5	5
3歳以上就学前	3	3	3
学童期以降	51	57	61
合計	58	65	69

3 里親等に委託措置する子どもの数の現状と見込み

区分	R6年度	R9年度	R11年度
3歳未満	1人 (33.3%)	2人 (50.0%)	3人 (75.0%)
3歳以上就学前	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)	3人 (100%)
学童期以降	8人 (25.0%)	14人 (38.9%)	19人 (50.0%)
合計	10人 (27.0%)	17人 (40.5%)	25人 (55.6%)

4 施設で養育が必要な子どもの数の見込み

(人)

区分	R6年度	R9年度	R11年度
3歳未満	1	2	2
3歳以上就学前	1	1	1
学童期以降	19	20	21
合計	21	23	24

5 自立支援を必要とする社会的養護経験者等(18歳以降)

の現状と見込み

(人)

区分	R6年度	R9年度	R11年度
社会的養護等経験者等	9	9	10

施設退所等による自立、措置延長、自立援助ホームへの入所、自立援助ホームからの自立、在宅指導終了による自立を合わせた数

II 具体的な取組

施策1 子どもの最善の利益を守る社会的養育環境の整備

1 支援が必要な妊産婦と子育て家庭等への支援

- ① 児童虐待未然防止対策等の推進
- ② 家庭支援事業の実施による要支援家庭等への支援の充実
- ③ 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化
- ④ 特定妊婦受入れ事業の検討
- ⑤ ヤングケアラー支援の推進

施策2 子どもと家庭を支える適切な支援体制の構築

1 区独自の児童相談体制の強化

- ① 児童相談所と子ども家庭支援センターの連携強化
- ② 地域の関係機関との連携強化
- ③ 児童相談所職員の専門性の強化に向けた取組
- ④ 子どもの声に耳を傾けた援助方針の決定
- ⑤ 第三者評価の実施
- ⑥ AI等を活用した相談対応機能の強化

2 代替養育を必要とする家庭への支援

- ① 措置児童等への適切なケースマネジメントの実施
- ② 施設入所児童等の適切なケースマネジメントの実施
- ③ 民間機関の支援を活用した親子関係再構築支援の実施
- ④ 在宅家庭への支援の充実

施策3 社会的養護のもとで過ごす子どもが安心して生活できる養育環境の確保

1 家庭と同様の環境における養育の推進

- (1) 里親登録数の拡大と支援の充実による家庭養育の推進
 - ① 里親委託の更なる推進
 - ② 里親制度の周知促進
 - ③ 里親支援の充実
 - ④ 里親支援センターの整備
- (2) 特別養子縁組の推進
 - ① 養子縁組里親のリクルートの推進
 - ② 養子縁組里親委託の適時的確な検討と実施
 - ③ 特別養子縁組里親制度の普及

2 施設におけるできる限り良好な家庭環境の整備

- ① 子どものニーズを的確にとらえた区内乳児院の運営に向けた支援
- ② 施設における地域の実情に合わせた支援等の実施
- ③ 子どもにふさわしい入所施設の決定
- ④ 児童養護施設等と連携した子どもや家庭への支援
- ⑤ 障害者施設への適切な移行の支援

3 社会的養護等のもとで育つ子どもの自立に向けた取組

- ① 自立支援計画に基づく支援の実施
- ② 一人ひとりの状況に合わせた自立に向けた支援の実施
- ③ 措置延長や児童自立生活援助事業による支援の実施
- ④ 「(仮)みなと社会的養護自立支援ミーティング」による支援の実施

4 一時保護された子どもへの支援体制の強化

- ① 一時保護所の適正な運営の推進
- ② 保護児童の権利擁護を尊重した環境づくり
- ③ 一時保護職員の専門性の向上
- ④ 子どもの状況に合わせた一時保護の実施

5 子どもの権利擁護

- ① 子どもの権利擁護を尊重した一時保護の実施
- ② アドボケイト等による子どもの意見表明の機会の確保
- ③ 子どもの意見や意向を尊重した措置等の実施のための環境の整備